

現場で不当な排除を された場合は？

組合に相談してください。現場名が特定されれば、組合員名は匿名のまま、組合として工事発注者に対して、適正な指導を行うよう要請します。

労災保険加入証明書の提出を求められたら？

組合を母体とする労働保険事務組合で証明書を発行しています。労働保険加入事業所については、労働局への申請用紙を送付しています。新規加入者には即時に証明書を発行していますので、ご安心を。

2017年〇〇月〇〇日	
〇〇〇〇土木事務所	御中
建交労働東ダンプ協議会〇〇ダンプ支部 執行委員長 〇〇 〇〇	
緊急要請書（案）	
<p>日頃から生活・産業に欠かせない道路の維持補修・環境整備にご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>さて国土交通省では平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行し、平成29年度を年次目標として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んできました。さらに、同ガイドラインに於いては「平成29年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めない」としています。</p> <p>そのような中で、貴職発注工事において、私たち建交労働東ダンプに加入する組合員が適切な保険に加入しているにもかかわらず、法人化を強要されると同時に、社会保険加入を強要される事態が発生しています。国土交通省に於いても、平成29年4月3日に、ガイドラインは「法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません」としています。</p> <p>したがって、この度、私たちの組合員が言及された内容は不当であり且つ大きな経済的損失を伴うものです。そして、その責任の所在は、発注者である貴職と請負者の指導不足に起因していることは明らかです。</p> <p>つきましては、下記工事の請負者に対して緊急且つ徹底的にガイドラインの主旨とその内容を指導すると共に、末端事業者に至る全ての工事関係者に、指導徹底し改善措置を講じて下さい。また、今後このような事態が起こらないように、請負者への指導を徹底して下さい。尚、将来的な経営保全の関係から、具体的な個人名の記載は差し控えて頂きます。</p>	
言及	
現場名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
請負者	〇〇〇〇建設株式会社
言及された内容（例）「個人事業主に対して、法人以外は現場入場できない」	
以上	

第2種特別加入証明書

労働保険番号 [] 整理番号 []
氏名 [] 殿 給付基礎日額 [] 円
有効期間 平成29年04月01日～平成30年03月31日
加入団体 神奈川県横浜市中区
松影町
2-7-17
リバーハイツ石川町304号
神奈川建設建設資材関係厚生協会運輸分会
TEL 045-662-2340
(備考) FAX 045-641-5453